

第 3 期四日市市子ども・子育て支援事業計画策定のための調査について

- 現計画である「第 2 期四日市市子ども・子育て支援事業計画」（令和 2～6 年度）について、中間年である令和 4 年度において、中間改訂を行いました。また、子どもの貧困対策の推進に関する計画として「第 1 期四日市市子どもの未来応援計画」（令和 5～6 年度）を一体的に策定しました。
- 令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする、第 3 期計画を策定するために、令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 か年をかけて作業を進めています。令和 5 年度においては、計画策定のための調査を行います。
- なお、こども家庭庁の創設やこども基本法の施行など、こどもを取り巻く状況が目まぐるしく変化しています。こども基本法第 9 条において、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱を定めるものとしており、また第 10 条においてはこのこども大綱を勘案して、市町村はこども計画を定めるよう努めるものとされています。第 3 期四日市市子ども・子育て支援事業計画は、こども大綱がまだ示されていない中で、国や県の動向に留意し、調査を進めていく必要があります。

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
子ども・子育て 支援事業計画	第 2 期			第 2 期 中間改訂		第 3 期				
子どもの 未来応援計画				第 1 期		第 2 期				

（1）調査概要

①「種類・目的」

- アンケート調査・・・子ども・子育て支援法第 6 1 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を改定するための基礎資料とします。児童の保護者のニーズを把握することを主な目的とした調査です。
- 子どもの生活実態調査・・・子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく市町村計画を改定するための基礎資料とします。子どもと保護者をめぐる生活の実態を把握することを目的とした調査です。

②「対象者」

	調査対象者	対象者数
アンケート調査	①就学前児童の保護者 ②小学生の保護者	①3,500人 ②業者提案による
子どもの生活実態調査	①小学5年生の児童と その保護者 ②中学2年生の生徒と その保護者	①約2,500人×2 ②約2,500人×2

③「実施方法」

	調査票	発送・回収	設問
アンケート調査	紙媒体による配布回収を基本とする	市で抽出した方に郵送	①40問程度 ②業者提案による
子どもの生活実態調査	紙媒体による配布回収を基本とする	学校配布・回収	児童・生徒用 25問程度 保護者用 25問程度

④「スケジュール」(予定)

	調査実施	まとめ
アンケート調査	国や県の動向を踏まえ、調査業務委託業者と協議のうえ決定	令和6年5月頃
子どもの生活実態調査	令和5年11月から12月	

(2) 今後の課題

○年内を目途に策定が進められているこども大綱は、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、一元化されることとなります。そのため、少子化に対処するための施策を盛り込むことや、子どもや若者の意識調査をすることなどの対応が求められると推測されます。